

## 2026 年度海外旅行博（ITB Berlin2027）出展事業委託業務仕様書

### 1. 事業の件名

2026 年度海外旅行博（ITB Berlin2027）出展事業

### 2. 事業の概要

#### （1）事業の目的

訪日旅行者の動向は依然ゴールデンルートに需要が集中しており、観光庁の観光立国推進基本計画においては、「地方誘客促進」「持続可能な観光」「消費額拡大」が掲げられている。四国においては、四国遍路に代表される歴史・文化やサイクリング等のアクティビティ、そして瀬戸内海、太平洋、急峻な山々といった自然に恵まれており、インバウンドに訴求するポテンシャルは高いものの、まだそれらを十分に活用できていない。

こうした中、当機構が 2024・2025 年度に実施した「欧米豪旅行者向け動向調査」においては、回答者の居住国が 2 年連続で「ドイツ」がトップという結果が得られた。この調査結果を踏まえ、ドイツ・ベルリンにて開催される、同市場最大規模の B to B 旅行見本市「ITB Berlin 2027」の JNTO ビジット・ジャパングース内に出席する。ドイツ国内外の旅行関係者へ四国のコンテンツ及びモデルコース等を効果的に発信することにより、四国の旅行商品造成を促し、目的地としての四国の認知度を向上させるとともに、今後の四国への一層の誘客促進を図る。

#### （2）実施主体

一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下、「当機構」という。）

#### （3）対象市場

ドイツを中心とした欧州と米国をメインとする

#### （4）誘客対象

日本の地方への旅行を嗜好するモダンラグジュアリー

#### （5）連携先

四国でインバウンドを得意とするランドオペレーター各社

### 3. 委託業務内容

#### （1）欧州で開催される旅行博の出展

- ① イベント名：ITB Berlin 2027
- ② 開催期間：2027 年 3 月 16 日（火）～18 日（木）
- ③ 開催場所：Berlin Exhibition Grounds, Messedamm 22, 14055 Berlin, Germany

#### （2）実施内容

- ① 出展の参加申込、商談会の事前マッチング、JNTO が設けるビジット・ジャパングース内で当機構ブースの設置、装飾、撤去、運営管理、各種手配及び手続きを行

うこと。

- ② 四国を周遊するモデルコースや観光コンテンツを中心に訴求する商談を 25 件以上行い、旅行商品の造成を働きかけるとともに、販売を行うこと。
  - ③ 商談相手は旅行会社とする。OTA と商談する場合は、旅行商品造成機能を持つことを条件とする。メディアは商談（事前マッチング）の対象としない。事前マッチング以外で、当日会場で空き時間等にメディアとの商談を実施した場合でも KPI にはカウントしない。
  - ④ 事前マッチングにあたっては、事前リサーチをしっかりと行った上で、有益な商談になるような選定に努めること。
  - ⑤ 歴史・文化・芸術・自然・食・交通手段をはじめとする四国観光全般、特に四国遍路や四国におけるアドベンチャートラベルについて精通し、四国旅行商品の造成または販売経験の豊富なスタッフ 2 名を配置すること。ただし、アドベンチャートラベルに特化するものではなく、商談先のニーズにあった対応をすること。
  - ⑥ 商談は事前マッチングだけでなく、公式アプリを活用の上、ネットワーキングを行い、空き時間等でも有望な旅行会社と商談を行うこと。
  - ⑦ 日本から出展ブースまでのパンフレット等を輸送すること。ただし、映像やデジタル資料を積極的に活用することとし、紙の資料は最低限で差し支えない。
  - ⑧ 商談ブースは、JNTO が施す基礎施工がなされており、B to B の商談会であることから、必要最小限の施工・装飾で差し支えない。
  - ⑨ ITB Berlin 2027 出展後に JNTO 主催のイベントが開催される場合には、四国ツーリズム創造機構職員とともに参加すること。その際、通訳及びプレゼンテーションが実施される場合は資料作成含め当機構の指示に従うこと。
  - ⑩ 受託者の商品のみでなく、四国でのインバウンドを得意とするランドオペレーターの旅行商品、セールスツールを持ち込み、PR すること。ツールの受け渡しや PR 方法等については、直接調整を行うこと。具体的な事業者については、契約後に委託者から指示する。
  - ⑪ 商談相手に対してアンケート等回答いただいた商談者に機構が準備するノベルティを配布すること。
  - ⑫ 今後の商品造成や四国ツーリズム創造機構の施策検討に資する回答が得られるよう、四国ツーリズム創造機構の了解を得た内容により、商談相手にアンケートを実施すること。また、回収目標数は商談相手の半数以上とすること。
  - ⑬ 商談相手の情報（旅行会社名、担当者名、メールアドレス）については、商談相手の承諾を得たうえで委託者に提供すること。情報の活用目的は、委託者が四国の観光情報を発信するメールマガジンを配信するなど、今後の四国への誘客拡大のためと説明すること。
- (3) 旅行商品造成
- ① ITB Berlin 2027 出展後、商談を行った相手旅行会社等へフォローアップを行い、

対象市場に訴求力が高い旅行商品の造成を働きかけること。

- ② 造成件数は5件以上とすること。造成した旅行商品は来年度中、早期に販売を行うこと。(造成した商品は、自社HPやOTAで販売する)

※旅行商品とは、以下のような旅行商品を対象とする。

**【募集型企画旅行／オーダメイドツアー】**

- ③ 旅行商品は基本的には継続的に販売することとし、実施期間終了後の実績についても、委託者からの報告依頼に対し、可能な限り追跡調査の上、報告すること。

(4) 対象経費

- ① 出展に係る費用 (JNTO に支払うブース代、入場パス追加分を含む)
  - ② 渡航費用
  - ③ 商談会事前準備に係る費用 (事前リサーチ及びマッチング、商談ツール作成、タリフ・パンフレット等輸送に係る費用)
  - ④ 出展ブースの設置・装飾・撤去、運営管理、備品購入等に係る費用  
※ITB Berlin 2027 出展後に開催される JNTO 主催のイベント参加に係る費用(通訳、資料作成等)
  - ⑤ ITB Berlin 2027 出展後のフォローアップ (商品造成の働きかけ、進捗管理) 費用
  - ⑥ アンケートの実施、取りまとめ、報告書作成費用
- ※同行する機構職員の渡航費用は、当機構で手配・負担する。

4. 留意事項

(1) 事業実施における留意事項

- ① 実際の業務の実施にあたっては、当機構の指示に従うこと。
- ② 当機構の指示に従い、目標値と成果を随時報告すること。
- ③ 翻訳にあたっては、ネイティブチェックの体制を明確にし、誤字・脱字や単なる逐語訳ではなく、現地で違和感のない内容とすること。

(2) 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱い及び管理については、GDPR (General Data Protection Regulation) を遵守すること。また、組織として GDPR に対応する体制が整っていること。

(3) 目標と成果指標

- ① アウトプット
  - (I) 商談件数：25 件以上
  - (II) 商談先旅行商品造成本数：5 件以上※ (II) については、2027 年度中に達成すること。
- ② アウトカム (2027 年度中)
  - (I) 販売件数 (予約含む)：10 件以上
  - (II) 販売額 (予約含む)：5,000,000 円以上 (1 商品 500,000 円程度を想定)

## 5. 履行期間

契約日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

## 6. 成果物

### (1) 業務実施報告書

- ① 実施報告書（A 4 版カラー冊子）3 部 ※日本語で作成すること。

実施報告書には、商談件数、商談相手、商談内容、出展後のフォローアップの状況を記載すること。

※実施期間終了後、アウトカムの達成状況を次年度に目標と成果指標の達成状況を記載して報告すること。

- ② 電子媒体 2 部

電子媒体は CD 又は DVD とし、Microsoft Office において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。

※なお、①②については、データ量が大容量でない場合は、メールによる電子データのみ提出も可とする。

### (2) 成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、(一社)四国ツーリズム創造機構に帰属するものとする。

### (3) 最終報告期限

2027 年 3 月 31 日（水）とする。

以上